

「災害時における検視・検案活動等に関する共通指針（検視・検案等活動マニュアル）」（概要）について

- ◆震度6弱以上の地震などによる大規模な災害が発生し、多数の死亡者が発生した場合、東京都地域防災計画（平成26年修正）に基づき、東京都及び区市町村、警視庁、関係機関が迅速かつ適切に検視・検案活動等を行うための標準的な活動指針
- ◆「災害時における検視・検案活動等に関する共通指針（マニュアル）」（平成9年作成）及び「遺体の火葬・保存等の取扱い（追補版）」（平成11年作成）を合わせて改定

共通指針の構成

第1章 検視・検案活動等の概要

遺体の取扱いの概要及び検視・検案活動に係る発令・要請・情報連絡系統

第2章 遺体等の搜索・収容・搬送及び遺体収容所設置等

行方不明者の搜索、発見遺体の収容・搬送、遺体収容所の設置

第3章 検視・検案業務等

遺体収容所で行われる検視・検案活動

第4章 遺体の火葬・保存等の取扱い

遺体収容所での死亡届の受理・火葬許可証等の発行、遺体の火葬場への搬送・火葬体制の確保

主な改定内容

○東日本大震災の教訓等を踏まえた修正

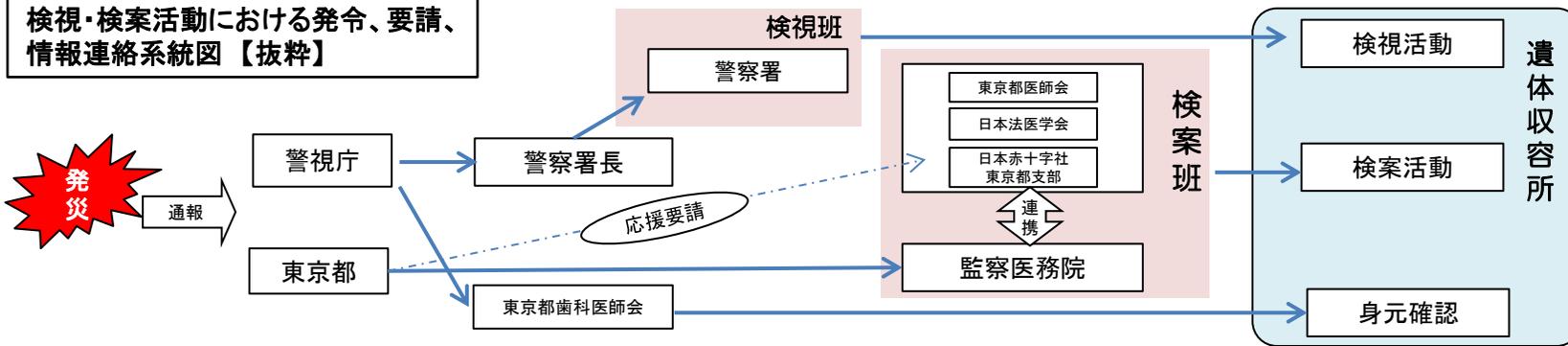
- ・大規模災害時用死体検案書及び死体検案調書について、複写カーボンを利用して、作成する書類を1種類に変更(P.38～40、P.43～48)
⇒書類作成の迅速化

- ・遺体収容所における情報共有用白板ボードを活用(P.19～20、P.24)
⇒警察・区市町村職員等が速やかに情報共有

- ・広域火葬の実施に当たり、近隣県への応援依頼の様式を追加(P.49～56)
⇒都内での火葬が困難な場合、速やかに近隣県への応援依頼の実施

- ・遺体の検案活動に関する協力依頼文(例)及び協力検案医名簿を追加(P.79～80)
⇒検案医不足の場合、速やかに応援を要請

検視・検案活動における発令、要請、情報連絡系統図【抜粋】



検視・検案・身元確認等に関する機関別の活動内容

東京都福祉保健局

- ・都監察医務院長に命じ、監察医等による検案班の編成、遺体収容所への派遣、遺体の検案等の措置を実施
- ・必要に応じて、日本法医学会、東京都医師会等に応援を要請

都監察医務院

- ・知事からの検案要請を受け、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣
- ・必要に応じて、日本法医学会、東京都医師会等の応援を受け、検案班の編成・派遣先等を調整
- ・監察医制度の施行区域にかかわらず、都全域で統一して検案班を編成・派遣

警視庁

- ・警察署長に命じ、検視班等を編成、遺体収容所へ派遣
- ・遺体の収容状況を集約・調整の上、都監察医務院長に検案を要請

区市町村

- ・遺体収容所での検視・検案を含めた運営準備